

## 配偶者からの暴力対策基本計画の体系表

基本目標	施策の方向	取り組むべき施策	重点	事業
基本目標Ⅰ DVを許さない意識づくり	DVを推進するDVの未然防止対策を	(1)DV防止に向けた啓発の充実  (2)人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実		1 DV防止啓発事業の実施 ○ 2 若者へのデートDV防止啓発事業の実施 ○ 3 DV根絶強化月間の実施  4 人権啓発事業の実施 ○ 5 男女共同参画啓発事業の実施 6 学校における人権教育・男女平等教育の実施 7 学校における性と健康に関する教育の実施
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	実を図る相談体制の充	(3)相談窓口の周知の強化  (4)配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実	○  ○	8 相談窓口の広報活動の充実 9 外国人に対する相談窓口の周知 10 相談体制の充実 11 外国人等への相談の配慮 12 法的手続等における助言・支援
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり	3全被確保する体制づくり	(5)緊急時における被害者の安全確保  (6)一時保護における関係機関との連携		13 警察との連携強化 14 県婦人相談所との情報共有・連携強化 15 一時保護者への支援
基本目標Ⅳ DV対策づくり推進体制	4被害者の自立支援の体制をつくる。	(7)被害者の自立に向けた各種情報の提供  (8)被害者の自立に向けた各種生活支援  (9)被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援		16 就労・日常生活・各種手続等の情報提供 17 行政情報等の提供の充実  ○ 18 被害者の居場所の整備 19 住宅確保に向けた支援 20 就労準備に向けた支援 21 心と体の健康回復に向けた支援 22 福祉施策等を活用した支援  ○ 23 共通相談シートを活用した同行支援 ○ 24 子どもの心の回復に向けた交流事業の実施 25 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携 26 就学における支援と配慮 27 保育園入所における配慮 28 保育士対象のDVに関する研修の実施
	5関係機関等と連携・協働により、DV対策を推進する。	(10)関係部署・関係機関等との連携強化  (11)民間団体等との連携と協働		○ 29 関係職員の窓口対応の向上 30 関係部署との情報共有・連携強化 ○ 31 関係機関等との情報共有・連携強化 ○ 32 民間シェルターとの連携 33 被害者支援ボランティア等との連携